

東急セキュリティ警備サービス重要事項説明書

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p><b>第6条 提供するその他サービスの内容</b></p> <p>8. 見舞金制度</p> <p>(4) 見舞金のご請求</p> <p>① 届け出および通知</p> <p>万が一被害に遭われた場合は、警察・消防機関等へ届け出を行うとともに、その届け出をした旨、速やかに当社へ連絡下さい。連絡が遅れると見舞金がお支払いできないことがあります。また、契約期間中に当社への連絡がなされなかった場合には、見舞金をお支払いすることはできません。</p> <p><b>第18条 警備機器に関する事項</b></p> <p>2. 警備機器の修理・交換</p> <p>(1) 買取プランの場合の修理・交換</p> <p>修理・交換は当社の定める方法（郵送等含む）により対応いたします。配達状況等により修理・交換には期間を要する場合があります。</p> <p>保証期間内の自然故障等による修理は当社負担とします。ただし、保証期間中であっても、契約者および利用者の故意・過失または第三者行為、天災地変等による警備機器の修理・交換は契約者のご負担とさせていただきます。</p> <p>(2) レンタルプランの場合の修理・交換</p> <p>修理・交換は当社の定める方法（郵送等含む）により対応いたします。配達状況等により修理・交換には期間を要する場合があります。</p> <p>自然故障等による修理は当社負担とします。ただし、契約者および利用者の故意・過失または第三者行為、天災地変等による警備機器の修理・交換は契約者のご負担とさせていただきます。</p>	<p><b>第6条 提供するその他サービスの内容</b></p> <p>8. 見舞金制度</p> <p>(4) 見舞金のご請求</p> <p>① 届け出および通知</p> <p>万が一被害に遭われた場合は、警察・消防機関等へ届け出を行うとともに、その届け出をした旨、速やかに当社へ連絡下さい。連絡が遅れると見舞金がお支払いできないことがあります。</p> <p><b>第18条 警備機器に関する事項</b></p> <p>2. 警備機器の修理・交換</p> <p>(1) 買取プランの場合の修理・交換</p> <p>保証期間内の自然故障等による修理は当社負担とします。ただし、保証期間中であっても、契約者および利用者の故意・過失または第三者行為、天災地変等による警備機器の修理・交換は契約者のご負担とさせていただきます。</p> <p>(2) レンタルプランの場合の修理・交換</p> <p>自然故障等による修理は当社負担とします。ただし、契約者および利用者の故意・過失または第三者行為、天災地変等による警備機器の修理・交換は契約者のご負担とさせていただきます。</p>

※本説明書は、2025年12月1日から適用します。